

改正案	現行
<p>14 資金移動業者関係</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-2 オフサイト・モニタリング</p> <p>財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。</p> <p><u>なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、金融庁担当課室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。</u></p> <p>① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等</p> <p>② 内部管理の状況</p> <p>③ 法令等遵守の状況</p> <p>④ 業務運営の状況</p> <p>⑤ 内部監査の状況</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-2 法第53条に基づく報告書について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金融庁への送付等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 資金移動業登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. 登録を行った全ての資金移動業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後20日以内に監督局長に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. (略)</p>	<p>14 資金移動業者関係</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-2 オフサイト・モニタリング</p> <p>財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。</p> <p>① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等</p> <p>② 内部管理の状況</p> <p>③ 法令等遵守の状況</p> <p>④ 業務運営の状況</p> <p>⑤ 内部監査の状況</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-2 法第53条に基づく報告書について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金融庁への送付等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 資金移動業登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. 登録を行った全ての資金移動業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後20日以内に監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。</p> <p>ロ. (略)</p>